

特定施設の届出に対する県の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による県の意見を次のとおり公表する。

令和7年8月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者

名 称 （仮称）鳥屋野潟南部交流拡大エリア

所在地 新潟市中央区大字長潟字新田前410番1 外178筆

設置者 大和ハウス工業株式会社 ほかに2者

2 県の意見の概要

意見を有しない。

なお、地域住民等から意見が述べられているように、届出に基づく開発により、周辺地域の交通渋滞の悪化や自然環境への影響などが懸念されることから、開発を行う際には、事業者の責任において、まちづくりの主体である新潟市とともに、関係者に対して十分な説明を行い、合意形成を図りながら進めるよう努められたい。

3 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、田上町産業振興課及び弥彦村産業部観光商工課でも閲覧可能）

4 縦覧期間

令和7年8月1日から令和7年9月1日まで